

大口町 犯罪 発生状況

昨年と比べると **減少**

平成27年に
町内で発生した
犯罪件数は

257件

平成27年 犯罪発生件数

犯罪別	平成26年	平成27年	前年比	
犯罪総数	297	257	-40	
窃盗犯	228	198	-30	
主な窃盗犯の内訳	空き巣	20	17	-3
	忍込み	2	1	-1
	万引き	43	32	-11
	自転車盗	32	25	-7
	自動車盗	15	7	-8
	車上・部品狙い	28	29	1
自販機狙い	21	21	0	
凶悪犯(強盗等)	0	0	0	
粗暴犯(暴行等)	9	11	2	
知能犯(詐欺等)	9	10	1	
風俗犯(わいせつ等)	0	0	0	
その他(器物損壊等)	51	38	-13	

特殊詐欺の 被害防止対策

- 各地域の防犯パトロール団体による青色防犯パトロール車の巡回や夜間パトロールの効果もあり、平成27年の町内の犯罪認知件数は257件と、前年から減少しました。
- 愛知県内では平成27年の振り込み詐欺や金融商品等取引詐欺等の特殊詐欺が875件、約32億8千万円の被害となりました。
- 詐欺の電話等があった場合は次の被害防止対策に取り組みましょう。
- ①言葉巧みな犯人と会話をしないですむように、在宅時でも留守番電話に設定しておきましょう(犯人は声の録音を嫌がり、電話を切ります)。
 - ②「電話番号が変わった」などと連絡があったら、必ず変更前の番号にかけて確認をしましょう。
 - ③お金の要求には「すぐに振り込まない」「一人で振り込まない」「呼び出しに応じない」「知らない人に手渡さなご」「郵送等しなご」を徹底しましょう。
 - ④落ち着いて話の要点をメモし、電



話をきった後は家族や警察などに相談しましょう。

⑤電話の近くに連絡表(相談する家族や警察署電話番号)を貼っておきましょう。

春の安全な まちづくり県民運動

愛知県では、住宅対象侵入盗の認知件数が全国ワースト1位(9年連続)となりました。また、自動車盗も全国ワースト1位(8年間で7回)となりました。犯罪被害にあわないためには、県民一人ひとりが常日頃から高い防犯意識を持ち、身近な対策を具体的に実践していく事が大切

新入学児の 安全を願って

- です。次の4項目を運動の重点として取り組み、犯罪を抑止しましょう。
- 運動期間**
4月1日(金)から4月10日(日)
- 運動の重点**
- ▽住宅を対象とした侵入盗の防止『年間取組事項』
 - ▽特殊詐欺の被害防止
 - ▽自動車盗の防止
 - ▽子どもと女性の犯罪被害防止

2月25日(木)、商工会女性部が役場を訪れ、交通安全のお守りを寄贈されました。

お守りは、今春町内の小学校に入学する児童が安全に登下校できるよう女性部員が手作りしたもので、大縣神社にて交通安全祈願しました。各小学校を通じて新入学児に配られます。



大口町 交通事故 発生状況

昨年と比べると **増加**

平成27年に町内で発生した交通事故件数は **1,356件**

平成27年 交通事故発生状況

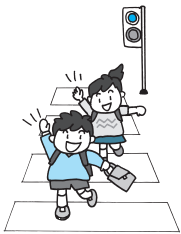
	件数	人身事故			物損事故
		死者	重傷者	軽傷者	
平成27年	264	2	7	255	1,092
平成26年	222	0	9	213	977
増減	+42	+2	-2	+42	+115

平成27年中に大口町内で発生した交通事故件数は、昨年から157件増加しました。

また、愛知県内の昨年の交通事故死者数は、213人と前年と比べると9人増加して、13年連続全国ワースト1位となっています。

大口町でも2月に2人死亡となりました。

交通事故は、被害者だけでなく加害者の人生も狂わせてしまいます。信号や一時停止、制限速度を守り、安全運転を心掛けましょう。



交通災害共済に 加入しましょう

1人年額5000円の掛金で、1日の入院・通院から見舞金が支給される「交通災害共済」に加入しましょう。自転車の交通事故でも対象になります。また加入されていない方は、3月に送付しました加入申込書で手続きをしてください。転入・紛失等で加入申込書がない方は、町民安全課窓口にて加入申込書をお受け取りください。請求期間は交通事故日から2年以内です。2年を経過すると時効となり、見舞金を支給できませんので治療後はお早めに手続きしてください。

自転車安全利用五則を守ろう！

大口町に居住している方の自転車交通事故発生件数が、県内でワースト1位となっていて、特に高校生・中学生等の若者の交通事故が多くなっています。

また、自転車利用者のルール違反やマナーの悪さが大きな問題となっています。

次の自転車安全利用五則を守り、安全運転を心掛けましょう。

春の全国交通安全運動

新入学、入園した元気な子どもたちを見かける季節となり、不慣れた交通環境の中、子どもたちの交通事故が心配されます。ご家庭でも交通规则やマナーなど、交通の知識について話し合しましょう。また、車に乗るときは、シートベルトやチャイルドシートを正しく着用して、子どもを交通事故から守りましょう。

4月は、花見や歓送迎会等外出する機会が多くなります。飲酒運転は絶対にやめましょう。

運動期間 4月6日(水)から15日(金)

自転車安全利用五則

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

2 車道は左側を通行



3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行



4 安全ルールを守る

○ 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止



○ 夜間はライトを点灯



○ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認



5 子どもはヘルメットを着用



愛知県警察